### ●給与上手<んa Version 13.002

### ●給与上手くんαクラウド、給与上手くんαクラウド SE Version 13.002

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7 搭載機へのインストールは 不可となっています。

- ◆ 令和4年分 年末調整改正
  - ▶ 令和2年度税制改正
    - ①非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用に、要件が設定されました。

次の要件のいずれにも該当しない場合は、令和5年1月給与又は5年分所得税より控除対象外 となります。

・16 歳以上 30 歳未満、又は 70 歳以上

・30 歳以上 70 歳未満で留学生、障害者又は 38 万円以上の送金を受けている方

- ▶ 令和3年度税制改正
  - ①住宅ローン控除の特別特定取得の対象期間の延長と、適用可能な床面積の条件緩和がされました。
    - ・「特別特例取得」「特例特別特例取得」区分が追加されました。
  - ②短期退職手当等が創設されました。
- ▶ 令和4年度税制改正
  - ①退職手当等を有する配偶者・扶養親族について、個人住民税での適用漏れを防ぐため、扶養控 除申告書内に記載欄が設けられました。
  - ②電子データ又は電磁的記録印刷書面で提供が可能な控除証明書に以下 2 点が追加されました。・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除
  - ③給与支払報告書の市区町村への提出枚数が「2枚→1枚」に変更されました。
- ▶ 民法改正
  - ①令和4年4月1日より、成年年齢が「20歳→18歳」に引き下げとなったため、令和4年4月1 日以後に作成する源泉徴収票の未成年者欄は18歳未満の方にOを記載することとなりました。
- 各種様式の改正
  - ①令和 年分 給与所得の源泉徴収票
  - ②令和4年分 給与所得に対する源泉徴収簿
  - ③令和5年分 扶養控除等(異動)申告書
  - ④令和5年分 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
- ▶ 令和5年分月々の源泉徴収税額
  - ①「給与所得の源泉徴収税額表(月額表)」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「電算機計 算の特例等」ともに税額は令和4年から変更ありません。
- ◆ その他の改良、修正を行いました。

2022年11月9日 日本ICS株式会社

# (注意

当プログラムをインストール後、入力等の画面を開くと「マスターバージョンアップ」が行われます。 従来バージョンのプログラム(VERSION:12.601以前)では処理が行えなくなります。 また、データの通信・移動等も行えなくなります。 『給与上手くんαシリーズ』とデータのやり取りを行われる場合は、『給与上手くんαシリーズ』も バージョンアップが必要です。

※『令和4年分給与支払報告書(総括表)』対応分給与処理dbプログラムは12月上旬に提供予定です。

※詳細は、次ページからの"給与処理db【給与計算】(VERSION:13.002)の変更点"を参照してください。

# 給与処理db【給与計算】(VERSION:13.002)の変更点

### 概要

### I. 年末調整に関する改正

### 1) 令和2年度税制改正

- ①非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用に、要件が設定されました。
  - ●次の要件のいずれにも該当しない場合は、令和5年1月給与又は5年分所得税より控除対象外と なります。
    - ・16 歳以上 30 歳未満、又は 70 歳以上
    - ・30 歳以上 70 歳未満で留学生、障害者又は 38 万円以上の送金を受けている方

### 2) 令和3年度税制改正

①住宅ローン控除の特別特定取得の対象期間の延長と、適用可能な床面積の条件緩和がされました。
 ・「特別特例取得」「特例特別特例取得」区分が追加されました。
 ②短期退職手当等が創設されました。

### 3) 令和 4 年度 税制改正

- ①令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等より、退職手当等を有する配偶者・扶養親族 についての個人住民税での適用漏れを防ぐため、扶養控除申告書内に記載欄が設けられました。
- ②電子データ又は電磁的記録印刷書面で提供が可能な控除証明書に以下 2 点が追加されました。 ・社会保険料控除・・小規模企業共済等掛け金控除
- ③給与支払報告書の市区町村への提出枚数が「2枚→1枚」に変更されました。

#### 4) 民法改正

①令和4年4月1日より、成年年齢が「20歳→18歳」に引き下げとなったため、令和4年4月1日以後 に作成する源泉徴収票の未成年者欄は18歳未満の方にOを記載することとなりました。

#### 5) 各種様式の改正

- ①令和 年分 給与所得の源泉徴収票
- ②令和4年分 給与所得に対する源泉徴収簿
- ③令和5年分 扶養控除等(異動)申告書
- ④令和5年分 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書

### 6) 令和5年分月々の源泉徴収税額

①「給与所得の源泉徴収税額表(月額表)」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「電算機計 算の特例等」ともに税額は令和4年から変更ありません。

#### 令和4年から令和5年にかけての注意点

改正により、非居住者である扶養親族について、扶養控除の対象となる要件が設定されました。 当プログラムでも令和5年1月以降は要件に該当する扶養親族のみ控除対象とします。

令和4年から令和5年への翌年更新時に非居住者の要件に該当するか判定を行い、非該当なら 配扶養区分を「対象外」に自動変更されます。 社員登録より扶養情報①の「配扶養区分」で確認・変更を必ず行ってください。

そこで、令和4年より予め要件の入力欄を設けました。

- ・要件があれば令和5年に引き継ぎます。
- ・要件がなくても、非居住者に☑があれば、生年月日と障害者区分をみて区分を設定します。
   →30歳未満又は 70歳以上、もしくは障害者区分が該当であれば要件に自動でチェックします。
   残りは非該当になり、控除対象外となります。

«お客様へのおすすめ»

令和4年分の扶養控申告書の入力と同時に令和5年分の入力も進め、要件欄も一緒にご入力ください。

# 改正対応

■入力画面等を開くと、改正内容等の情報を表示します。 変更内容を確認の上、"はい"で処理を進めてください。

マスターバージョンアップ
令和4年分 年末調整改正·改良内容
<ul> <li>・申告書の様式変更に対応。</li> <li>・令和6年分 総与所得者の扶養控除等(異動)申告書</li> <li>・令和5年分 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書</li> <li>・令和4年分 給与所得に対する源泉徴収簿</li> </ul>
・年末調整入力 ・住宅借入金等特別控除 特例特別特例取得区分 に対応
・扶養登録 ・(令和4年マスター):令和5年1月以降の扶養技術の対象となる非居住者の要件区分の入力に対応 ・(令和5年以降のマスター):住民税に関する事項の追加
当ブログラムでマスターのバージョンアップが自動的に行われます。
バージョンアップされたマスターは令和4年分年末調整対応前のプログラムでは処理を行うことは できません。
また、通信・移動業務を行う場合は必ず送信・受信相手のプログラムを統一させてください。 年度が一致していない場合、データの互換性はありません。(データのやり取りができません。)
※重要※ 令和5年1月給与より、非居住者である扶養親族の扶養哲除の道用範囲が変わることを考慮し、 令和4年マスターで「非居住者要件令和5年以降用」構を設け、年末調整入力と同時に入力可能 としました。 ※諸私くはバージョンアップ情報をご確認ください。
このまま処理を進めますか? はい いいえ

既存マスターの場合、バージョンアップ が行われます。

## I. 登録・導入/新規会社登録・修正・削除

### 1) 社員登録

①扶養情報①タブ

- ●令和4年マスター
  - ・「非居住者要件 令和5年分以降」欄を追加、それに伴い他の欄もレイアウトを変更しました。 ※令和4年から令和5年への翌年更新で、非居住者の要件判定を行い、要件非該当の場合は扶養区 分を「対象外」に変更します。

翌年への引継ぎを正確に行うため、令和4年より「非居住者要件 令和5年分以降」欄を用意しました。

	氏名・カナ(姓/名) 個人番号		生年月日	住所 (検索Home)	配扶養区分	障害者区分		所得見積額
					対象外・	- 0045 +3# - 2045	非民住共同	- (7)25
扶養1					非居住者要件 令和5年分以降	□3U蔵木満、10蔵 □38万円以上の支	以上 払	□留字 □障害者
					生計を一に	する事実		

・令和4年分の非居住者については、「非居住者」「生計を一にする事実」欄をご使用ください。

・令和5年分の非居住者については「非居住者要件令和5年分以降」欄を入力します。

生年月日より「令和5年」における年齢を計算し、チェック可能な箇所を割り出します。

□30歳未満、70歳以上→30歳未満又は70歳以上(令和5年での年齢で制限されます。) ※令和5年マスターでの年齢で制限されますのでご注意ください。

□留学 →30 歳以上 70 歳未満

□38 万円以上の支払 →30 歳以上 70 歳未満

□障害者 →30歳以上 70歳未満で、かつ障害者区分が"一般、特別、同居特別"のい ずれかのとき選択可能(障害者区分を"対象外"にすると図も外れます。)

※生年月日の入力がなく扶養区分が対象外の場合は、全項目とも制御はされません。

#### (参考)

扶養情報①の選択肢「30歳未満、70歳以上」について

令和5年分扶養控除申告書の非居住者要件は「16歳以上30歳未満、又は70歳以上」に図を するよう手引き等にありますが、当プログラムにおいては、申告書下部の住民税に関する事項 の非居住者欄も兼ねているため「30歳未満、70歳以上」と表現しています。 16歳未満の方で非居住者である場合も、「30歳未満、70歳以上」に図を入れてください。

《令和4年年末調整時の入力方法の例》

「非居住者の扶養親族(35歳、留学中、障害無し)→令和5年も引き続き留学継続予定」のケース (1)令和4年分年末調整のため、「非居住者」欄に図を入れます。

(2)「非居住者要件令和5年分以降」欄の「留学」に回します。

(3) 令和5年に翌年更新後は、非居住者要件に該当するため、扶養区分を保持できます。

#### ●令和5年以降マスター

- ・「非居住者」欄を廃止しました。
- ・「非居住者要件 令和5年分以降」欄の名称が「非居住者要件」欄に変更しました。 ※令和4年と5年分入力と同等の制御となりますので、上記を参照ください。

$\square$	氏名・カナ( 姓/名 ) 個人番号	続柄	生年月日	住所 (検索Home)	配扶養区分	障害者区分	所得見積額
扶養1					対象外 非居住者要件 生計を一()	□30歳未満、70歳 □38万円以上の支 □する事実	□留学 □障害者

・翌年更新で、非居住者要件のいずれにも該当せず扶養区分 が「対象外」と判定された扶養親族は、非居住者要件欄に 「前年非居住者」と文言が追加され、背景が橙色となります。

非居住者要件 | 前年非居住者 |

非居住者要件の確認を行い、必要に応じて図を入れたり、扶養区分、生計を一にする事実欄等を 変更してください。※「前年非居住者」の文言は、非居住者要件に図をつけると消えます。 ※「前年非居住者」の表示を消したいとき
 下記のようなケースの場合、「前年非居住者」が残ったままになります。
 扶養親族の状況に合わせて以下のように対応してください。
 ①令和4年で非居住者だったが、令和5年より帰国した「扶養控除対象にしたい」ケース処理方法:扶養控除を"対象"に変更。"前年非居住者"の表示は残っているため、いずれかの非居住者要件に一度図を入れ外しして消してください。
 ②令和4年で非居住者で令和5年では要件を満たさず、扶養控除対象外になったケース処理方法:扶養控除は"対象外"のまま。"前年非居住者"の表示は、いずれかの非居住者要件に一度図を入れ外しして消してください。

・扶養の所得見積額に48万円以下の金額の入力があるときでも、配扶養区分の「対象外」を選択可能 にしました。(非居住者要件に該当しない扶養親族の登録も可能とするため。)

②扶養情報②タブ

- ●令和5年以降マスター
  - ・画面下部に「住民税に関する事項」欄、住民税用の「寡婦又はひとり親」欄を追加しました。

住民税に関す	する事項							
氏名・カナ	+(姓/名)	続柄	生年月日	所得見積額	退職所得を除いた 所得見積額	障害者区分		
日本	一郎	_				特別    ▼	î	
ニホン	イチロウ	長男	平成15年05月05日	2,000,000	200,000			寡婦又はひとり親
日本	次郎					_		□寡婦
ニホン	シ`ロウ	次男	平成17年07月07日				v	⊡ひとり親

「住民税に関する事項」欄

- 1. 退職手当等を有する配偶者・扶養親族が存在するときに使用します。
- 2. 扶養情報①タブに入力した扶養親族が全て表示されます。
- 3. 記載対象の扶養親族を探し、"退職所得を除いた所得見積額"を入力すると帳票に出力されます。 (例)日本 一郎 退職以外の所得見積額 200,000 円、退職所得 1,800,000 円
- 4. "障害者区分"は、記載対象の扶養親族が障害者である場合に入力します。

障害者区分に入力があっても、退職所得を除いた所得見積額の入力がなければ出力されません。 「寡婦又はひとり親」欄

- 1. 退職所得を除くと控除対象となる扶養親族が存在し、かつ、その扶養親族が住民税の控除対象と なることにより、本人が寡婦又はひとり親控除を受けられる場合に図をします。
- ※「住民税に関する事項」欄及び「寡婦又はひとり親」欄は、所得制限等による制御をしておりませんので、入力の際はご注意ください。

### Ⅱ.登録・導入/翌年更新(翌月更新)

#### 1)非居住者である扶養親族の令和4年から令和5年への更新

①更新開始(F12)を押下すると、非居住者である扶養親族に関するメッセージを表示します。

翌月更新		×
<ul> <li>令和5年1月給与よ 令和4年マスターか 令和5年で「30歳 該当しない場合、非 米扶養控除が「対象 表示します。該当し このまま処理を進め</li> </ul>	り、国外居住親族に係る扶養控除等の改正が適用されるため ら、令和5年分の非居住者要件の入力を可能にしています。 以上70歳未満」となる非居住者で、いずれの非居住者要作 居住者要件から外れ、扶養控除が「対象外」となります。 外」となった扶養者がいるマスターのみ、更新後にメッセー した場合は確認してください。 ますか?	入 ‡にも -ジを
	(はい(Y) いいえ(N)	

《更新時の非居住者要件判定》

●扶養親族について非居住者要件判定を行い、更新後(令和5年)の非居住者要件の設定をします。
 ・対象→令和4年年末調整で「非居住者」又は「非居住者要件令和5年分以降」に辺がある扶養親族



- 《「非居住者要件令和5年分以降」にのみ回があるケース》
- 《「非居住者」及び「非居住者要件令和5年分以降」の双方に団があるケース》
- →令和4年でつけた非居住者要件の図が、そのまま令和5年に移行します。 (障害者区分を設定している方で留学や38万円以上の支払に図をしている場合も、そのまま障 害者以外の図のまま移行します。)
- 《「非居住者」のみに辺があるケース》
  - →1.生年月日から、年齢要件に該当するかを判定します。
    - 平成6年1月2日以降生まれ、又は昭和29年1月1日以前生まれなら、非居住者要件「30歳未満、70歳以上」に図がつきます。
  - →2.障害者区分から、障害者要件に該当するかを判定します。 障害者区分"一般"、"特別"、"同居特別"が選択されていれば、非居住者要件「障害者」に図が つきます。
  - →3.上記 2 つに該当しない場合は非居住者要件「非該当」となり、配扶養区分は「対象外」と判定されます。

要件「非該当」になる為、「生計を一にする事実」は令和4年で入力していても、令和5年 では空欄になります。

②翌年更新処理終了時、マスターに「非居住者要件に該当せず控除対象外となった扶養親族を有する社員 が存在」した場合にのみ、メッセージで通知します。



<sup>※</sup>社員登録より扶養情報①の「配扶養区分」で必要に応じて区分の変更等をしてください。

## Ⅲ. 登録・導入/給与・賞与

### 1) ユーザー項目登録

①改正に伴い、住宅借入金等特別控除の適用区分を変更しました。(令和4年以降マスター)

"住(特特特)"、"震(特特特)"、"認(特特特)"を追加し、他の名称も下記の様に変更しました。



7

# Ⅳ. 給与・賞与/出力処理

### 1) 退職者用源泉徵収票(受給者交付用)

#### ①源泉徴収票

●未成年者の判定を「20歳未満→18歳未満」(平成17年1月3日以後生まれ)に変更しました。

|※退職社員の源泉徴収票について

「退職年月日」が"令和4年3月31日以前"の場合は、改正前の民法が適用されるため、 20歳未満を未成年者と判定します。(継続雇用者を除く)

- (例) 令和4年3月31日退職者の未成年判定→平成15年1月3日以後に生まれた方 令和4年9月30日退職者の未成年判定→平成17年1月3日以後に生まれた方
- ●住宅控除取得区分"特"、"特特"、"特特特"に対応しました。

		0016-84	-
I	住客借入金等 特別控除区分 (1回目)	住(特特特)	1

## V. 年末調整/年末調整

### 1)年末調整データ入力/控除入力タブ (aは給与・賞与の入力画面にある年末調整から同様の処理が可能です)

①令和4年マスターより、住宅借入金等特別控除の取得区分を変更しました。

- ●(特定増改築等)住宅借入金等 特定取得の選択を "特"、"特特"、"特特特"に変更しました。
- ●画面右端の特定取得区分に関するガイド文を変更しました。

					入力額	控除額 ※
非課税修正分 / 給与・賞与	等合計					10,000,000 入保各 特特特
所得金額調整控除額 / 給与	前得控除後の給与等の	)額			150,000	7,900,000 人等降 特
	内小規掛金 / 給与等	からの控除				0 て更料 ・・・
54-C-J-PRC+1	申告による控除分					く告は
112577579874	内国民年金保険料	寧				してえ 特特特
	申告による小規模共活	音等掛金				0いカ 初がた 特特取
	一般生命保険料(旧/約					置 別定得
生命保険料	介護医療保険料					で、何以例得
	個人年金保険料(旧/約	新)				0 ※ 取、
地震和风险到	地震保険料					特住居 17 份
Pictare PNP2011	旧長期損害保険料					0 な控開 取
配偶多 (特別) 按除潮	配偶者所得見積額					ケ険増
BOIND (1977) LINEX	配偶者その他所得					380,000 スを月 時
扶養控除額、障害者等の控	除額の合計					1,410,000は簡日 将
基礎控除額 / 所得控除額の	)合計				480,000	2,270,000 類計生
差引課税給与所得金額 / 算					5,630,000	698,500 入算末 得
	反公 居,住	特定		0	住 一命和	カレ残 カレ 北京
(特定増以発寺) 住宅借入金等	開始日	取得	残高	0	▼ 令和	てすよ
柞	拐肘控除可能額 / 控除	の額			特	0 × 9
給与・賞与等 算出税額					特特	08
年調所得税額(マイナスの	場合(JO) / 年調年税額	ā -			698	・ 713,100 い
差引超過額又は不足額						713,100

②令和4年分住宅借入金等特別控除額の計算テーブルでの計算に対応しました。

### **VI.通信・移動/メール通信・メディア移動**

#### 1)給与抽出処理

①「非居住者要件」「ひとり親・寡婦」の項目追加に対応しました。

# 改良内容

## I. 登録·導入/新規会社登録·修正·削除

### 1)項目属性登録

①入力/端数処理で"計算/四捨五入"を設定しており計算ルールを使用している場合、計算結果の数値が マイナスとなる場合に端数処理を行うように対応しました。

## **Ⅱ.登録・導入/翌年更新(翌月更新)**

①単独年調処理から年調切替で直前12月処理に戻って賞与へ更新するとき、年末調整処理で個別管理している扶養情報を削除していましたが、単独年調時個別管理データを消去しないように対応しました。
 ※12月給与→単独年調→12月給与→賞与追加の場合に単独年調で入力した入力データを保存し、賞与後に切り替えた単独年調時に表示します。

※追加した賞与時に扶養情報を変更した場合、再度、賞与 に変更した内容を単独年調時に変更する必要があります。

# Ⅲ. 給与・賞与/給与・賞与

### 1)給与・賞与入力(年調データ入力も同様) ※Ins 源泉徴収票

①"住宅借入金等特別控除可能額"が0の場合は、「住宅借入特別控除内訳」を表示しないようにしました。

## Ⅳ. 給与・賞与/出力処理

### 1)月別給与一覧表

①項目設定(F6)/オプション/支給額タブに「遅早控除」項目を追加しました。 ※(遅刻控除+早退控除)

#### 2) 退職者用源泉徵収票

①出力設定(F6)/オプション内の金額ゼロの出力選択項目に"前職分の金額"を作成しました。

#### 3) その他

①出力社員選択において、「Shift+マウスクリック」で範囲指定選択ができるように対応しました。 マウスクリックで選択した始点を選択し、Shift+マウスクリックで終点を決めて範囲選択します。

### V. 通信·移動/給与抽出処理

①会計事務所で年末調整データの先行入力を行った既存マスターに対して、上手くんから送信した給与マスターを上書き抽出する際に表示される【年末調整 先行入力データの確認】画面に、会計事務所マスターと顧問先マスターの同一社員判定方法を表示するようにしました。

PREE		
#末調整 先行入力データの確認】		
会計事務所で年末調整データの先行入力を行っている場合は、年末調整データ (チェックを外したデータは入替わらず残ります。)	の取込選択でチェックを外し	てください.
※会計事務所マスターと顧問先マスターの社員の照合は、氏名、生年月日 判定します。(一致しない場合は、顧問先のデータを取り込みます。)	τ.	
顧問先のデータを取込む場合は、チェックを付けてください。		
【年末調整データの取込選択】		
10 年末(國家)一步《伊陽)9中告書入力、控除人力、年末調整票入力) 10 本人任時,電話卷号 10 款業情報		
機関先マスターが「給与(賞与)計算」の場合に扶養控除甲告書データを取込まない設定 「社員登録」は養情報タブの「甲告書情報と連動する」のチェックを外します。	にすると、	
(会計事務所で入力している扶養情報(による所得税の再計算を防ぐため)		
	抽出処理を開始します。よ	ろしいですか?

## 修正内容

## I. 登録・導入/新規会社登録・修正・削除

### 1)計算ルール登録

①数値を選択している場合に、小数点以下3位の値が正しく保存されないケースがあったのを修正しました。※1.001を入力し OK で保存しても再度開くと1.000 になっていました。

### Ⅱ.登録・導入/翌年更新(翌月更新)

#### ①"当月精算額"の表示

年調処理時に翌年還付又は翌年徴収の設定をしており、「賞与(翌年)更新」をした場合、1月賞与で 賞与区分が"無し"の社員に"当月精算額"が計上されていたのを修正しました。

※1月賞与で、賞与無しの社員に"当月精算額"が計上され、かつ、打ち換えも不可だったため、そのま ま次月へ翌月更新をすると精算していないにも関わらず精算が完了したことになっていました。

#### ②"本給"の表示

項目属性登録で「本給」(月給)の更新 SW が"継続"で設定されていても、一度「休職者」に区分を変 更すると金額が引き継がれないケースがあったのを修正しました。

※在職区分を「休職者」に変更→「支給有り」のチェックを外している社員について、賞与処理時に 以前「在職者」で本給入力していた月給者が「休職者」に区分を変更して「支給有り」のチェックを 外して使用していた場合に、賞与処理へ更新後に「在職者」に変更又は休職者「支給有り」のチェッ ク有りに変更していると、給与処理に更新した際に休職前の金額が引き継がれていなかったのを修正 しました。

### Ⅲ. 給与・賞与/給与・賞与

### 1)給与・賞与入力

①"差引支給額"の表示

単独年調(単独支給)の場合、"年調翌年繰越額"が給与体系登録にセットされていると、"差引支給額" がプラスの金額で表示されていたのをマイナスの金額で表示されるように修正しました。

#### 2) 配偶者の死亡等における配偶者控除とひとり親控除の併用の修正

①配偶者が年の途中に死亡したケース等で、配偶者控除とひとり親控除を併用したい場合の計算に対応で きていなかったのを修正しました。

●本人情報タブ –「本人区分:」が"ひとり親"

扶養情報タブ①-「配扶養区分」が"一般"又は"老人"、「源泉控除対象区分」が"非該当" 上記のように設定されているとき、ひとり親控除が「対象外」と判定されていたのを修正しました。



- ●当不具合により影響のあった個所は以下の通りです。
  - ・控除入力タブー扶養控除額、障害者等の控除額の合計
  - ・年末調整票入力タブー障害者等
  - ・源泉徴収簿 障害者等
  - ・源泉徴収簿、年末調整票
  - ・年末調整チェックリスト 一覧表出力 ひとり親

※各帳票の"ひとり親であるという判定"は従前から正しく出力されていました。

# Ⅳ. 給与・賞与/出力処理

### 1) 明細書出力

- ①単独年調(一括支給)の場合、支給額が控除額によって差引支給額0円になった社員が出力社員選択に 社員が表示されないケースがあったのを修正しました。
- ※出力オプション/"全項目ゼロの社員を出力=図"を付けないと表示されませんでした。
- ②単独年調(単独支給)で年調翌年繰越額を「使用」とし、年末調整票入力タブで翌年精算にすることで 差引支給額がゼロになる場合、「全項目ゼロの社員を出力」にチェックがない状態でも出力社員選択一 覧に表示されるように修正しました。

### 2)月別給与一覧表

① 『給与一覧表(簡易)』において、F6(項目設定)で設定した内容が正しく出力されないケースが あったのを修正しました。

※会社登録の"介護保険料を健康保険料に含める"が図なしの設定で、F6(項目設定)で3番目に項目を 指定しても出力されなかったのを修正しました。

### V. 年末調整/年末調整

### 1)年末調整データ入力

### (aは給与・賞与の入力画面にある年末調整から同様の処理が可能です)

 ①単独年調時、"年調翌年繰越額"を使用し給与体系登録にセットしている場合、オプション/"過不足額 一括転記"を行っても明細書入力画面の"年調翌年繰越額"に反映されなかったのを修正しました。
 ※年調計算を行う前に"年調翌年繰越額"を給与体系登録にセットしている場合は、正しく金額は反映 されていました。

### 2)保険料控除入カタブ、基礎/配偶者/調整控除申告書入カタブ

①氏名欄からマウス操作で別の欄を選択した際、ワンクリックで移動できないのを修正しました。

- ●保険料控除入力タブ
  - ・生命保険料控除タブー「契約者の氏名」「受取人の氏名」
  - ・地震保険料控除/社会保険料控除/共済等掛金控除タブー「契約者の氏名」「保険料負担者氏名」
- ●基礎/配偶者/調整控除申告書入力タブ
  - ・「配偶者氏名」「扶養親族等 氏名・カナ(姓/名)」

以上